

住民主体のコミュニティ活動による 街区公園の利活用に関する研究

永田 裕

熊本市都市政策研究所 研究員

キーワード：都市公園、街区公園、利活用、鳥井原公園 四ッ角マーケット

1 はじめに

1.1 研究の背景

国土交通省「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」（令和4(2022)年10月31日）では、新たな時代の公園は、人中心のまちづくりの中で、ポテンシャルを最大限に発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきとされている。

熊本市では、都市公園の利活用について、さまざまな部署で取り組んできた。熊本市都市政策研究所では、一般財団法人公園財団公園管理運営研究所との共同研究に取り組まれてきた。その成果^{1,2}を踏まえると、防災の観点から都市公園を住民主体のコミュニティ活動で利活用することは、望ましいものと考えられる。

また都市公園を所管する部署では公園利活用の促進について取り組んできた。具体的には、都市公園の行為許可に関して審査基準等に係る要綱（熊本市都市公園行為許可基準要綱）の策定³、公園内で許可が必要な行為を行う場合のルールや手続きを広く市民へ周知（「熊本市都市公園イベント利用等の手引き」⁴の作成）、公園使用料の無料キャンペーン⁵が挙げられる。このような取組もあり、白川夜市（Shirakawa Banks⁶）、江津湖Living（くまもと江津湖魅力化推進協議会⁷）等の公園緑地を利活用した事例がみられようになった。

しかし、これらの例は、河川敷（緑地）や熊本市を代表する都市公園（広域公園）での開催であり、都市公園のうち約89%⁸（全1,139箇所のうち1,016箇所）を占める街区公園での利活用は少ない。

以上より、熊本市の都市公園の利活用においては、特に街区公園の利活用促進が課題であり、住民主体のコミュニ

ティ活動での利活用が望ましい。

そのため、今後は上記背景を踏まえた街区公園の利活用促進のあり方について検討が必要である。

1.2 過去の事例報告等と本研究の位置づけ

都市公園の利活用に関する事例報告等として、千葉県松戸市の総合公園である21世紀の森と広場で開催されている「21世紀の森と広場ドコでもシアター」の事例報告⁹がある。この報告では、民間事業者が介入し行政とともに利活用した事例として、利活用に至るプロセスや実施体制が報告されている。

街区公園の利活用については、公民連携によるコミュニティガーデンを取り上げた研究¹⁰がある。この研究では、東京都江東区のコミュニティガーデン活動制度を活用して、開発事業者が既存の街区公園を利用したコミュニティガーデンの整備及びそこでの住民によるコミュニティガーデン活動への支援を対象としていた。この事例では開発事業者が活動に必要な資金と専門性を提供しており、その先駆性や発展可能性、課題について考察されていた。

さらに国土交通省の資料¹¹では、指定管理者の中間支援の取組が紹介されている。西東京市では、西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園（54箇所）が一括して指定管理されており、拠点となる公園にパークコーディネーターが配置されている。このパークコーディネーターが、エリアマネジメント組織や地域団体と連携して街区公園の利活用に取り組んでいる。

以上より、総合公園のような都市基幹公園や大規模公園におけるイベント実施による利活用の事例報告はみられるが、住区基幹公園、特に街区公園についての報告等は限られている。また街区公園の利活用については、コミュニティガーデンを用いた開発事業者と連携した取組に関する研

究がみられるものの、それ以外の利活用の取組についての報告等は限られている。

そこで、多様な利活用ニーズに応えることが期待される都市公園において、本研究で取り扱う街区公園における住民主体のコミュニティ活動について経緯や課題等を明らかにすることは、既存の成果と異なる知見の獲得が期待できる点で意義があるといえる。

1.3 研究の目的及び対象

本研究では、街区公園における住民主体のコミュニティ活動展開の経緯について、利活用された空間と主体間の関係を整理する。さらにそこから得られた知見を踏まえて、街区公園の利活用促進のあり方について考察する。

考察では、①主な関係主体（自治会・公園愛護会）における対象事例開催の意義、②対象事例の開催に係る課題への対応、③他地域での公園利活用拡大の可能性、以上3つの観点から検討を加えた。①は、公園を利活用する際に一定の合意が必要となると考えられるため設定した。②は、利活用を継続するためには運営上の課題解決が必要と考えられるため設定した。③は、他地域へ利活用を広げていくための方策を検討するために設定した。

また本研究では、「鳥井原公園 四ッ角マーケット」(以下、四ッ角マーケットという)を研究対象とした。研究対象とした理由は、街区公園が利活用されていること、地域連携がなされていること、10年以上継続されており公園愛護会を除く住民主体のコミュニティ活動として根付いていること、以上3つの特徴があり、今後促進が期待される街区公園の利活用の一例となり得ると考えたためである。

2 研究の方法

研究のフローを図1に、調査内容の総括を表1に示す。本研究では、四ッ角マーケットの活動展開の経緯について、空間の利活用実態を把握するために、文献資料調査及び主催団体への聞き取り調査を実施した。文献資料としては、各回のチラシ、主催団体である四ッ角マーケット実行委員会（以下、実行委員会という）のHP、ブログ、SNS、当該公園の占用申請書類を対象とした。また主体間の関係や認識を把握するために、主催団体の実行委員会や主要な関係主体（自治会・公園愛護会）へ聞き取り調査を実施した。

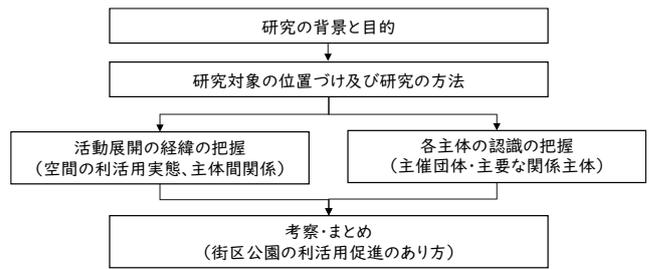


図1 研究のフロー

表1 調査内容の総括

調査目的	調査方法	調査対象	調査項目	調査時期
・活動展開の経緯 (空間の利活用実態 及び主体間関係) の把握	・文献資料 調査 ・聞き取り調査	・四ッ角マーケットのチラシ	・開催日程	2023.10
		・主催団体HP、ブログ、SNS ・公園の占用申請書類	・テーマ ・利活用された空間 ・利活用の主な内容	～ 2024.3
・各主体の認識の把握	・聞き取り調査	・四ッ角マーケット実行委員会 中心人物	・関係主体 ・主体間の関係	～
		・四ッ角マーケット実行委員会 ・主要な関係主体 (自治会・公園愛護会)	・四ッ角マーケットに 対する認識	2023.10 ～ 2024.4

3 研究対象及び活動展開の位置分布

3.1 四ッ角マーケットについて

四ッ角マーケットは、熊本市東区錦ヶ丘・尾ノ上校区第2町内の鳥井原公園を会場に、2カ月に1度開催されるイベントである。内容としては、飲食や雑貨販売などを行うマルシェと参加者の交流企画を合わせて行われている。実際の様子を図2に示す。この取組は地域主体によって2010年4月から開催されており、熊本市の「まちづくり地域優良事例集」で紹介されている。また開催のきっかけを説明すると、鳥井原公園に隣接するR建築設計事務所は、社屋内に地域住民が集まるギャラリーやカフェを開設していた。これが好評であったため店外でも試行するという意図で始まった。



図2 第71回 四ッ角マーケットの様子

(2023年10月21日 筆者撮影)

3.2 鳥井原公園及び活動展開された空間の位置分布

鳥井原公園は、熊本市東区錦ヶ丘248に位置する面積2,548㎡の街区公園である。平面図を図3に示す。この公

園は、土地区画整理により設置されており、昭和47

(1972)年4月7日に都市計画決定、昭和53(1978)年3月31日に開設された。なお熊本市には、この公園のように区画整理に関連して設置された街区公園が131か所存在している。よって都市公園の配置の観点から対象地域をみると、同様の地域は存在するため、研究成果にも一定の汎用性があるものと考えられる。園内は芝生広場がおおよそ半分の面積を占めており、北側にトイレや水道が設置され、北東にパーゴラや花壇、南東に花壇や遊具(ブランコ・滑り台・シーソー等)が設置されている。植栽としては、低木のサツキやツツジ、中高木としてはサクラ等が公園内の縁辺部に植栽されている。公園の出入口は、東西南北の4箇所に設置されている。

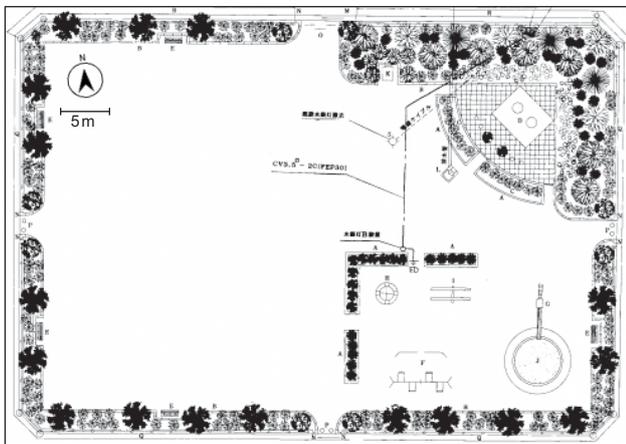


図3 鳥井原公園 平面図

四ッ角マーケットにおいて活動が展開された空間の位置分布を図4に示す。具体的な場所や時期については詳細を後述するが、鳥井原公園をはじめ隣接民有地や道路への活動の展開もみられた(図4の太線部)。

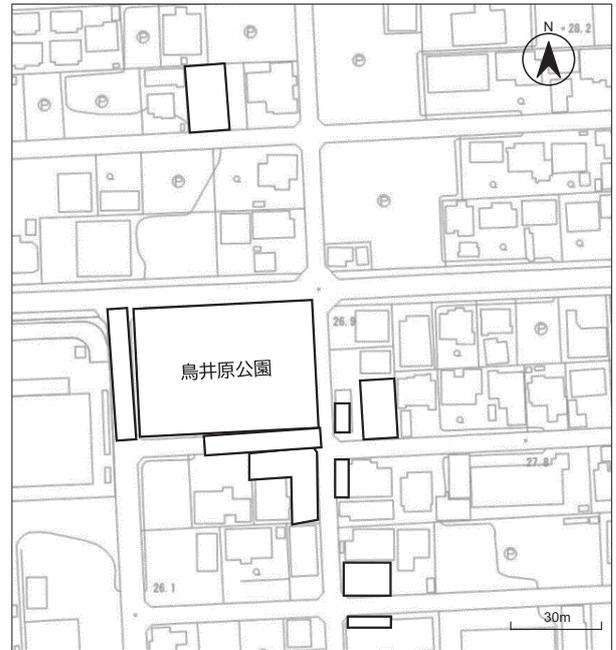


図4 活動が展開された空間の位置分布

4 四ッ角マーケットの活動展開の経緯

四ッ角マーケットによる空間の利活用実態について、各回で利活用された空間及び四ッ角マーケットの主な内容を付表に示す。この表から四ッ角マーケットの活動展開の経緯を「公園隣接民有地でのマーケット開始期」、「公園へのマーケット展開期」、「隣接民有地と公園を一体的に利活用したマーケット開催期」、「コロナ禍による利活用自粛期」、「利活用再興期」の5つに時期区分した。

また各期における主な利活用の内容について、表2に示した。さらに四ッ角マーケットにおける運営の推移、活動主体及び行政施策の変遷を表3に示す。これらを基に分析結果を時期ごとに説明する。

表2 各期における主な利活用の内容

場所	利活用の内容	具体的内容	公園隣接民有地でのマーケット開始期(第1-2回)	公園へのマーケット展開期(第3-17回)	隣接民有地と公園を一体的に利活用したマーケット開催期(第18-56回)	コロナ禍による利活用自粛期(第57-60回)	利活用再興期(第61-71回)
鳥井原公園	音楽の演奏、ダンス等のパフォーマンス	音楽の演奏や歌唱、ダンス、マジック、紙芝居等のパフォーマンス		○ 第3回開始	△ 第35-37回以外実施	×	△ 第70,71回実施
	かえっこバザール	いらなくなったおもちゃをポイントに交換して、誰かのおもちゃと交換する企画		△ 第8,9回実施	△ 第19-56回まで実施		
	よりあいの場	四ッ角マーケット関係者や参加者が自由に交流する場。		△ 第16,17回実施	△ 第35,37,38,50-53,56回以外実施		
	TATOBOOK	来場者の古本の寄附や古本の交換会		△ 第16,17回実施	△ 第27回以外実施	△ 第59回実施	△ 第61,66-69回実施
	歩いてきたよ! 抽選会	徒歩や公共交通での来場を参加条件とした抽選会			○ 第18回開始		
	熊本学園大学講義(調査や展示)	四ッ角マーケット実行委員大学教員担当講義における学生の調査やパネル展示			△ 第22,27,37,43,49,55回実施	×	△ 第67,68,69回実施
	熊本市(関係組織)の出展	熊本市役所の特定課や関係団体によるブース出店や展示等			△ 第25-29,31,32,35回出展	×	△ 第64,67-69回実施
公園隣接民有地	出店(飲食・雑貨・WS等)	テントやキッチンカーでの飲食、雑貨、農産物等の物販、ワークショップの出店		○	×	△ 第59回出店	○
	出店(飲食・雑貨・WS等)	テントやキッチンカーでの飲食、雑貨、農産物等の物販、ワークショップの出店	○	×	○	△ 第57回出店	△ 第66-70回出店
出店者数(鳥井原公園+公園隣接民有地)			7-9	13-60	13-58	0-28	18-32

凡例 ○:全回で実施、△:一部の回で実施、×:未実施

表3 5期にわたる四ッ角マーケットの運営の推移と活動主体並びに行政施策の変遷

時期	年	日程	回	出店者数	運営に係る主要事項	活動への協力等	施策等の行政対応	
公園隣接民有地で 開始期	2010	4.17	1	7	R建築設計事務所を事務局として、「美しい並木道と公園のある「錦ヶ丘」のまちづくりボランティアグループ」が、鳥井原公園 四ッ角マーケットを開始（地域住民有志も参加し、月1回程度開催）	M化学製品卸売会社が協力開始（出店場所として駐車場を貸出） 近隣店舗等が出店を希望		
		5.22	2	9				
公園へのマーケット展開期	2010	7.24	3	15		尾ノ上校区第2町内自治会が協賛開始（運営への参加、ブース出店等）		
		8.20			ブログで出店者を募集開始			
		8.28	4	13				
		11.13	5	31				
		2.19	6	33	鳥井原公園の利活用開始 開催頻度を2ヶ月に1回に変更	鳥井原公園愛護会が協力開始（マーケット前の清掃）	占用許可申請開始（使用料徴収なし）	
	2011	4.2	7	34				
		8.2			四ッ角マーケット参加要項や参加届を公開（出店に関する条件・応募方法・選考概要・参加費用等）			
		8.20	8	39				
		10.15	9	39				
		12.27	10	42				
		2012	2.18	11	46			
			4.7	12	54		M化学製品卸売会社が協力開始（求職者駐車場として駐車場を貸出） 医療法人Hが協力開始（運営へ参加、第17回まで）	
	6.23		13	52				
	2013	8.18	14	53				
		10.20	15	55	「四ッ角マーケット実行委員会」へ移行 事務局は「R建築設計事務所」が継続	R建築設計事務所が協賛へ移行（事務局や出店等を実施）		
12.15		16	58					
2014		2.16	17	60				
		4.13	18	58	M化学製品卸売会社の駐車場を出店場所として借入		土木センターが公園内で金銭の授受が発生する出店について、許可せず。	
		6.2	19	54		近隣の教会・健康神社が協力開始（出店者用駐車場としての駐車場を貸出） 熊本学園大学講師F氏が協力開始（実行委員会へ参加、定期的なブース出店）		
		8.18	20	36		理化学器械商社が協力開始（出店場所としてI級駐車場を貸出） T歯科医院が協力（出店場所として駐車場を貸出）		
10.19		21	40			熊本市が後援開始		
12.21		22	45		近隣宗教法人が協力開始（出店者用駐車場として駐車場を貸出）			
2015		2.15	23	41		錦ヶ丘中学校が協力開始（出店者用駐車場としての駐車場を貸出）		
	4.5	24	37					
	6.7	25	37			東区役所子育て支援課が子育て相談会をブース出展（第35回まで、ただし30・33・34回を除く）		
	4.14					平成28年熊本地震		
	8.20	35	13					
	10.15	36	17					
	12.17	37	22					
	2017	2.18	38	16				
		4.1					まちづくりセンター設置（17箇所） 地域担当職員の配置（各まちづくりセンターへ配置）	
		4.15	39	21				
		6.17	40	23				
		8.19	41	16				
10.21		42	14					
2019	12.16	43	26		福祉サービス事業者Yが協賛開始（運営補助やブース等出店） 医療法人Hが協賛再開（運営補助やブース等出店）			
	2.16	50	25					
	4.20	51	30					
	6.15	52	34					
	8.17	53	25					
	10.1					公園課が「公園の禁止事項の緩和に関する調査」で公園イベント実施者として聞き調査を実施		
	10.19	54	25					
12.21	55	35	事務局機能（出店者との連絡調整や市役所等への申請手続き）がR建築設計事務所から離れる。チラシ作成のみ実施。					
2020	2.15	56	27					
「コロナ禍による 利活用自粛期	4.16					新型コロナウイルス緊急事態宣言期間		
	5.14					東部まちづくりセンター職員が実行委員会へ参加開始		
2021	10.17	57	4					
	12.19	58	0	尾ノ上校区第2町内自治会と連名での開催開始	尾ノ上校区第2町内自治会が協賛から主催へ移行			
	4.17	59	28					
利活用再興期	8.21	60	28					
	12.18	61	30	実行委員会が公園の占用許可申請を開始				
	2022	4.1					熊本市都市公園許可基準要綱 施行	
					当日運営ボランティアスタッフの募集について、「熊本市市民活動支援センターあいばーと」へ掲載依頼開始	「熊本市市民活動支援センターあいばーと」がHPで当日ボランティアスタッフ募集を掲載		
		4.16	62	23	鳥井原公園への出店（飲食・雑貨・WS等）に伴い、使用料を熊本市へ支払い開始		鳥井原公園への出店分について、使用料の徴収開始	
		6.18	63	23			東消防署がブース出店（消防車展示・消火器体験）	
	8.20	64	26			都市公園での「イベント利用等の手引き」の策定・公開（取組を掲載）		
	10.1							
	10.15	65	20					
	12.17	66	31					
2023	2.18	67	32			熊本地域路線バス共同経営推進室が出展（バスの展示、バスの乗り方教室）		
	3.31			R建築設計事務所が事務局から完全に撤退（協賛は継続）		熊本市「まちづくり優良事例集」へ掲載		
	4.15	68	26		尾ノ上校区公民館連絡協議会が協賛開始（資金面支援）	東区総務企画課が防災パネル展示をブース出展（第68・69回）		
	6.17	69	28					
	8.19	70	21					
10.21	71	18						

※どこにも動きがみられない箇所については、一部非表示にした。

4.1 公園隣接民有地でのマーケット開始期 (2010. 4-2010. 6)

公園隣接民有地でのマーケット開始期は、住民らで組織された団体が公園に隣接した民有地で四ッ角マーケットを開始した時期である。

4.1.1 空間の利活用実態

この期に利活用された空間を図5に示す。表2, 3及び図5から利活用された空間と主な内容を説明する。

利活用された空間については、2010年4月17日にR建築設計事務所駐車場と西側道路向かいのM化学製品卸売会社駐車場の公園隣接民有地で第1回四ッ角マーケットが開催された(図6)。

利活用の内容については、前述した公園隣接民有地の2か所で、2010年4・5月の2回、飲食や雑貨等の店舗(7・9店舗)が出店された。なお四ッ角マーケットは、2010年11月まで1か月に1度の開催頻度であった。

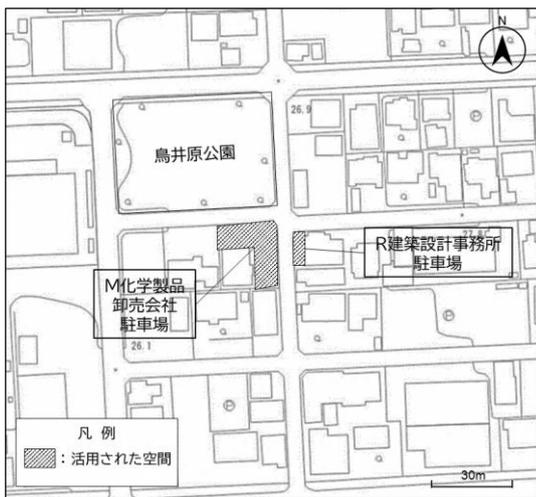


図5 公園隣接民有地でのマーケット開始期における利活用された空間



図6 第1回四ッ角マーケットで利活用された空間 (2023年10月21日 筆者撮影)

4.1.2 運営体制及び主体間関係

この期における主体間関係を図7に示す。表3及び図7をもとに運営体制及び主体間関係について説明する。

運営体制については、主催団体「美しい並木道と公園のある「錦ヶ丘」のまちづくりボランティアグループ」(以下、ボランティアグループという)が四ッ角マーケットを開催した。この団体は、R建築設計事務所を事務局として地域住民等の有志が参加していた。

主体間関係については、M化学製品卸売会社が協力を開始し、出店場所として駐車場を貸し出した。また出店について募集は行わず、近隣の店舗等の希望者が出店した。

この期は、全体を振り返ってみると公園利活用の機運醸成期とも言える。

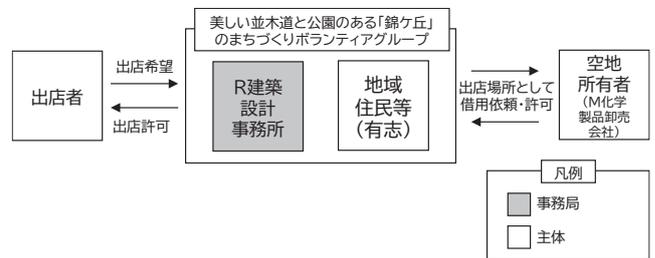


図7 公園隣接民有地でのマーケット開始期における主体間関係図

4.2 公園へのマーケット展開期 (2010. 7-2013. 3)

公園へのマーケット展開期は、公園隣接民有地で開催されていた四ッ角マーケットが鳥井原公園を利活用して開催され始めた時期である。

4.2.1 空間の利活用実態

この期に利活用された空間を図8に示す。表2, 3及び図8から利活用された空間と主な内容を説明する。

利活用された空間については、第3回(2010年7月24日開催)から鳥井原公園内で四ッ角マーケットが開催されるようになった。なお第12回(2012年4月7日開催)等では公園隣接の民有地であるM化学製品卸売会社駐車場を駐輪場として利活用したこともあった。

利活用の内容としては、第3回から公園内でマーケットの本部をはじめ、音楽の演奏やダンスパフォーマンス、出店(飲食や雑貨販売やワークショップ)が始まった。第8回(2011年8月20日開催)からは古いおもちゃを交換する「かえっこバザール」が実施された。また第16回(2012年12月15日開催)からは、来場者の交流の場である「よりあいの場」や古本を寄附や交換する企画である「TATOBOK」が実施された。

またマーケットへの出店者数は増加し、最少 13 店舗から最大 60 店舗と増加した。



図8 公園へのマーケット展開期における利活用された空間

4.2.2 運営体制及び主体間関係

この期における主体間関係を図9に示す。運営体制及び主体間関係について、表3及び図9を基に時系列で説明する。

運営体制及び主体間関係について、主催団体は引き続きボランティアグループであった。第3回(2010年7月24日開催)から尾ノ上校区第2町内自治会が運営の参加やブース出店等の面で協賛を開始した。また第4回(2010年8月28日開催)に先駆けて、2010年8月20日に四ッ角マーケットのブログ上で出店者の募集を開始し、翌年8月2日に参加要項等を公開し、出店者数は増加していった。第6回(2011年2月19日開催)からは、鳥井原公園愛護会がマーケットの前に清掃等の協力を始めた。また同回から四ッ角マーケットの開催頻度を2か月に1回に変更した。第12回(2012年4月7日開催)から第17回(2013年2月16日開催)まで四ッ角マーケット開催時の駐輪場として、M化学製品卸売会社が駐輪場を貸し出した。

その他、主催団体であるボランティアグループは、2012年10月に四ッ角マーケット実行委員会に名称変更された。これに伴い、R建築設計事務所は協賛に移行したものの、引き続き事務局を担っていた。

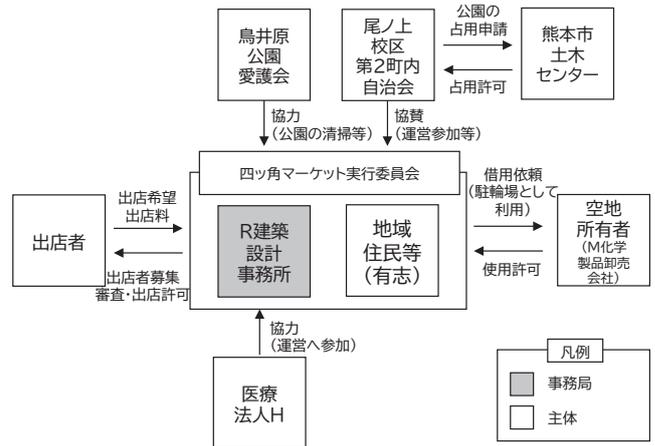


図9 公園へのマーケット展開期における主体間関係図

4.3 隣接民有地と公園を一体的に利活用したマーケット開催期(2013.4-2020.3)

隣接民有地と公園を一体的に利活用したマーケット開催期は、公園内で開催されていた四ッ角マーケットが隣接民有地と公園を一体的に利活用して開催された時期である。

4.3.1 空間の利活用実態

この期に利活用された空間を図10に示す。表2,3及び図10から利活用された空間と主な内容を説明する。

利活用された空間及び主な内容について、第18回(2013年4月13日開催)から、隣接民有地は、飲食や雑貨等の販売を行う出店で利活用された。また公園内は音楽の演奏やワークショップ等、営利を目的としない企画で利活用された。

この期から開始された利活用の内容について、公園内をみると、第18回から実行委員会の企画「歩いてきたよ! 抽選会」が始まった。この企画は、駐車場のない会場において自家用車での来場対策として企画された。これは徒歩や公共交通での来場を参加条件とした抽選会であった。

第19回(2013年6月2日開催)からは、おもちゃの交換会「かえっこバザール」が企画された。また第22回(2013年12月21日開催)から熊本学園大学の講義の一環で利活用された。その他、スラックラインやスポーツおにごっこ等の子どもが参加できる企画が実施された。

また毎年特定の月に開催される企画も始まり、第31回(2015年8月22日開催)から毎年8月開催時は、16時から20時にかけて「四ッ角の夏祭り」というテーマで、企画されるようになった。第31回は竿灯まつりやラムネ早飲み大会、スイカ割り等の夏祭りを想起される企画で利活用された。第36回(2016年10月15日開催)から、毎年10月開催時は「いわし雲運動会」をテーマに子どもを対象

とした身体を動かす企画が実施されるようになった。

さらに熊本市の出店もみられた。第25回から第35回までの間に複数回、東区役所子育て支援課による「子育て相談会」が出店された。

また公園の隣接民有地では、飲食や雑貨、ワークショップ等が行われた。



図10 隣接民有地と公園を一体的に利活用したマーケット開催期における利活用された空間

4.3.2 運営体制及び主体間関係

この期における運営体制及び主体間関係を図11に示す。運営体制及び主体間関係について、表3及び図11を基に時系列で説明する。

この時期は、公園と隣接民有地を一体的に利活用するようになり、出店について隣接の民有地を借用した。一体的に利活用するようになった背景として、鳥井原公園の占用許可書において、公園内への飲食や雑貨等の販売を出店しないことが許可条件に追記されたことがあった。これに関して熊本市都市公園条例第2条（行為の制限）では、「行商、募金その他これらに類する行為をする等の場合は、市長の許可が必要」とされており、当時の市として考えのもとに追記されたと考えられる。第18回（2013年4月13日開催）にM化学製品卸売会社の駐車場を出店場所として借用した。第19回（2013年6月2日開催）には、I邸駐車

場やT歯科医院の駐車場を出店場所として借用した。また出店場所以外にも出店者用駐車場として、隣接民有地を借用し始めた。近隣の教会等（健軍神社、近隣宗教法人、錦ヶ丘中学校を含む）がこれに該当する。

運営体制については、第18回から熊本学園大学講師F氏が実行委員になり、年に1回程度、講義の一環として調査やパネル展示がされるようになった。第55回（2019年12月21日開催）から、出店者募集や調整、市役所等との連絡といった事務局機能について、R建築設計事務所から自治会メンバーの地域住民へ移行した。なおポスター作成のみR建築設計事務所が実施した。

また第43回（2017年12月16日開催）には、近隣の福祉事業所等である福祉サービス事業者Yや医療法人Hが運営補助やブース等の出展で協賛を開始・再開した。

施策等の行政対応をみると、第21回（2013年10月19日開催）から熊本市が後援を開始した。その他運営への直接的な関与はないが、2017年4月1日に熊本市は、まちづくりセンター¹²を設置、またそこに地域担当職員¹³を配置することで、まちづくりに関する支援の体制が整えられた。また熊本市公園課が「公園の禁止事項の緩和に関する調査」で実行委員会に聞取調査を実施した。これにより都市公園の総括部署でこの取組が認知された。

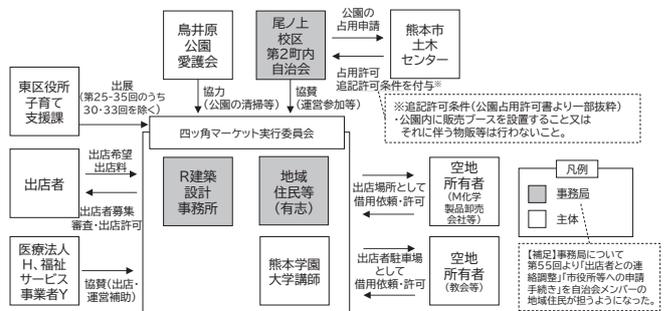


図11 隣接民有地と公園を一体的に利活用したマーケット開催期における主体間関係図

4.4 コロナ禍による利活用自粛期（2020.4-2021.11）

コロナ禍による利活用自粛期は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から開催中止や開催規模の縮小をした時期である。

4.4.1 空間の利活用実態

この期に利活用された空間を図12に示す。表2,3及び図12から利活用された空間と主な内容を説明する。

利活用された空間や主な内容について、四ツ角マーケットは、2か月に1度開催されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって開催を中止した。具体的な期

間は第56回(2020年2月15日開催)から第57回(2020年10月17日開催)までの8ヵ月間と、第59回(2021年4月17日開催)から第61回(2021年12月18日開催)までの8ヵ月間であった。ただしこの期間内において、第57回及び第58回は規模を縮小して開催された。第57回は、M化学製品卸売会社駐車場に4店舗が出店して、公園内では本部のほか、イスを数脚設置し四ッ角マーケットの今後について協議する「座談会」が実施された。また第58回は出店を中止し、「かどあかり」という公園内のライトアップのみが実施された。なお第59回(2021年4月17日開催)のみ公園内で「TATOBOOK」及び営利を目的とした出店がされた。なお公園への営利を目的とした出店は、この回から再開された。これは当時の公園管理者の行為の制限に係る判断基準が変わったためと考えられる。



図12 コロナ禍による利活用自粛期における利活用された空間

4.4.2 運営体制及び主体間関係

この期における運営体制及び主体間関係を図13に示す。運営体制及び主体間関係について、表3及び図13を基に時系列で説明する。

運営体制及び主体間関係について、東部まちづくりセンターに異動してきた職員が実行委員会へ参加を開始した。なお熊本市としては、既に公共施設でのチラシ設置や市のSNSで情報を発信するなど広報面で支援していたものの、それまで実行委員会へ参加はしていなかった。

また第58回(2020年12月19日開催)には、尾ノ上校区第2町内自治会が協賛から主催へ移行し、四ッ角マーケット実行委員会と連名での開催となった。

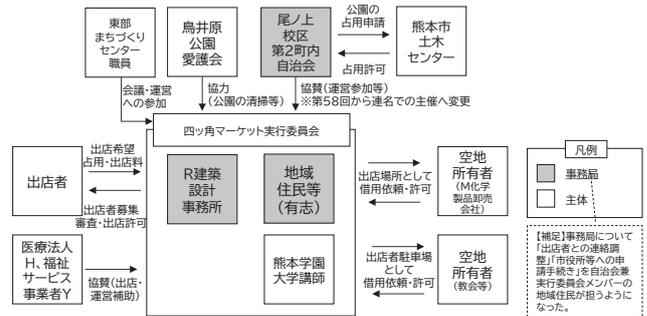


図13 コロナ禍による利活用自粛期における主体間関係図

4.5 利活用再興期(2021.12-)

利活用再興期は、新型コロナウイルス感染症による影響も小さくなり公園や隣接民有地の利活用を再興した時期である。

4.5.1 空間の利活用実態

この時期に利活用された空間を図14に示す。表2,3及び図14から利活用された空間と主な内容を説明する。

第61回(2021年12月18日開催)から第65回(2022年10月15日開催)までは、公園のみが利活用された。第66回からは、出店数が20店舗を超える場合は、隣接民有地と公園が一体的に利活用された。

利活用の内容としては、公園内ではマーケット本部が設置され、第70回(2023年8月19日開催)からは音楽の演奏が再開された。また飲食や雑貨等の物販をはじめ熊本市や関係組織の出展もみられた。具体的には、東消防署(消火器体験や消防車の展示)、東区総務企画課(防災パネル展示)、熊本地域路線バス共同経営推進室(バスの乗り方教室やバスの展示)の出展がみられた。

その他、小学生の有志が企画した射的ゲーム等、毎回子どもが参加できる企画が実行委員会によって実施された。これらの実施理由としては、「子どもが来るような企画をすることで、親も来ることになり、地域のつながりが生まれると考えたため」であった。

一方で、「かえっこバザール」、「よりあいの場」、「歩いてきたよ!抽選会」は再開されなかった。また

「TATOBOOK」は第66回(2022年12月17日開催)から第69回(2023年6月17日開催)まで実施されたが、これを最後に終了した。物々交換を行う企画等は、新型コロナウイルス感染症の影響を懸念して再開されなかったものと考えられる。

隣接民有地では、第66回からはM化学製品卸売会社駐車場を中心にI邸駐車場やR建築設計事務所駐車場が飲食・雑貨等の物販、ワークショップ等で利活用された。

利活用にあたっては、出店者数が少ない場合は公園内のみの利活用とすること、それまで実施されていた企画もコロナ禍を機に終了したものがあつた。なお小学生が企画したものや子どもの参加できる企画を実施する等、それまでの方向性を踏襲した企画もみられた。以上より、この期は全体を振り返ってみると利活用について、一部の企画の方向性を踏襲したものもあつたが、利活用する空間の選定や一部の企画が終了する等、方針が一部更新された時期ともいえる。

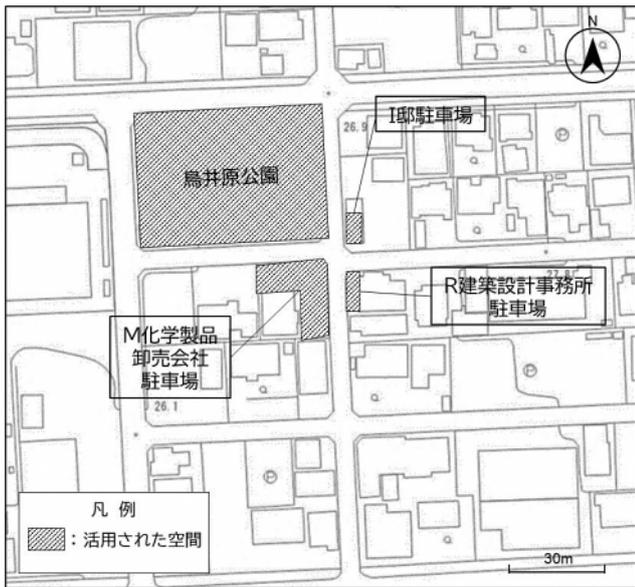


図14 利活用再開期における利活用された空間

4.5.2 運営体制及び主体間関係

この期における運営体制及び主体間関係を図15に示す。運営体制及び主体間関係について、表3及び図15を基に時系列で説明する。運営体制及び主体間関係について、主催団体の動きをみると、第61回(2021年12月18日開催)から、それまで自治会名で手続きをしていた公園の占有申請を実行委員会名で申請するようになった。また2023年3月には、立ち上げ当初から関わっていたR建築設計事務所が実行委員会の事務局から完全に撤退し、協賛のみとなった。

主体間の関係については、当日の運営スタッフが不足していたため、2022年から当日の運営ボランティアスタッフ募集について、「熊本市市民活動支援センター・あいぽーと¹⁴⁾」へ掲載依頼を開始した。また第68回(2023年4月15日開催)には、尾ノ上校区公民館連絡協議会が資金面の支援で協賛を開始した。これについて公民館連絡協議会としてはコロナ禍で活動を縮小していたため、この支援が活動実績になっていたという背景があつた。

行政の動きをみると、2022年4月1日に熊本市都市公園許可基準要綱が施行され、公園のイベント利活用等について一定の許可基準が示された。第62回(2022年4月16日開催)からは鳥井原公園内での営利を目的とした出店も使用料を熊本市へ支払うことになった。さらに、この取組は「都市公園での『イベント利用等の手引き』(2022年10月1日公開)でイベントの例として熊本市ホームページへの掲載や、「まちづくり地域優良事例集」(2023年3月31日公開)に掲載され、好事例として取り上げられた。

また東消防署や熊本地域路線バス共同経営推進室等が出展する等、熊本市に関係する主体の出展もみられた。なお東消防署等の出展の際には、実行委員会へ参加していた東部まちづくりセンター職員が調整に入っていた。

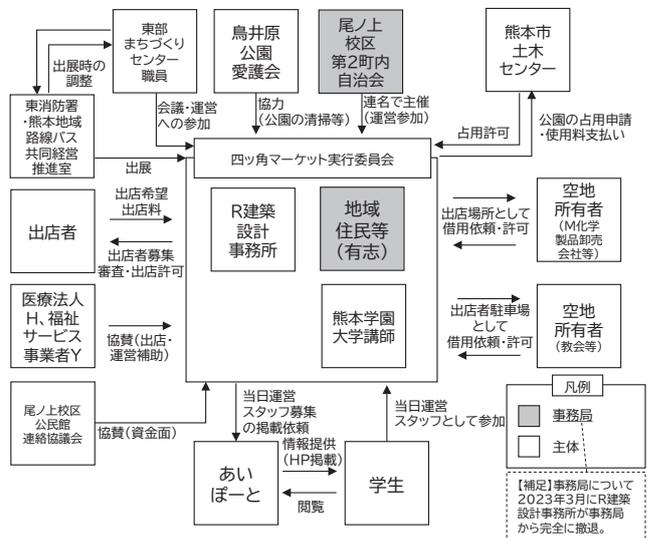


図15 利活用再開期における主体間関係図

5 各主体の認識

5.1 実行委員会の認識

実行委員会への聞き取り調査の結果を表4に示す。聞き取り調査では、「四ッ角マーケットの開催に係る認識」、「四ッ角マーケット開催に伴う変化や効果」、「継続していくために重要なこと」、「実行委員会への市職員への参加」についての認識を把握した。なお聞き取り調査の対象は、A氏(実行委員長・自治会メンバー)、B氏(実行委員)の2者であった。

「四ッ角マーケットの開催に係る認識」では、「ここちよい豊かなつながり」をコンセプトとして、地域の豊かなつながりをつくるという目的で開催していた。また企画立案のアイデアを出すだけでなく、自らも実施してもらうことを念頭において開催されたものであつた。

四ッ角マーケット開催による変化や効果として、他地域

で同様の取組がなされたことが挙げられた。具体的には、他地域の市民が四ッ角マーケットの存在を知り、香りの森（東区戸島西7丁目3）で「ながみね森の中マルシェ ハロウィンフェスティバル」が企画・実施された。（図16）

「四ッ角マーケットを継続するために大切・必要だと思うこと」については、無理なく身の丈でできるもので、こだわり過ぎず企画をすること等が挙げられていた。

実行委員会に参加している市職員については、行政との橋渡し役として活動しており、市との調整が必要な場面で調整に入ってもらえたことを評価していた。

表4 実行委員会の認識

聞取項目	回答者	結果(回答)
四ッ角マーケットの開催に関する意義等	【A氏】	・「ここもいい豊かなつながり」をコンセプトとして、地域との調和や地域の豊かなつながりをつくりたいという意図ではじめた。
	【B氏】	・企画について、アイデアを出すだけでなく、やりたいことがある場合は、自らやってもらうスタンスでいる。
四ッ角マーケットが開催されることで、どのような変化や効果があったと思うか。	【B氏】	・自ら企画をしたいという小学生も出てきた。 2023年1月から同校区内で自治会が葬儀社から協賛を得て開催する類似の取組がみられるようになった。 ・SNSやイベントでのつながりから、別地域(長瀬)で同様の取組が広がった。運営のノウハウを伝えて、2023年10月21日に「ながみね森の中マルシェ ハロウィンフェスティバル」(香りの森)が開催予定。
四ッ角マーケットを継続していくために、どのようなことが大切・必要だと思うか。	【B氏】	・身の丈で、できることをすること。 ・役割分担するには、得意なことを担当してもらうようにしている。 ・企画については、こだわり過ぎると実現できなくなるので、こだわり過ぎないようにしている。
実行委員会に東部まづくりセンター職員が入っていることについて	【B氏】	・行政としての橋渡し役として活動しており、東消防署がブース出展した際は、調整に動いてもらい、よかったと思っている。



図16 ながみね森の中マルシェ ハロウィンフェスティバル
(2023年10月21日 筆者撮影)

5.2 主要な関係主体の認識

主要な関係主体の認識として、尾ノ上校区第2町内自治会及び鳥井原公園愛護会に聞取調査を実施した。調査結果を表5に示す。聞取対象のC氏は、自治会長と公園愛護会会長を兼任されており実行委員会の打合に参加されている。

聞取調査の結果から、尾ノ上校区第2町内自治会が四ッ角マーケットに関わり始めたきっかけとして、「当時は当

該自治会にお祭り等のコミュニティイベントがなかったため参加しはじめた。」ということであった。また公園愛護会としても「町内イベントであり、町内のためになるため協力し始めた」と認識されていた。

意義としては、四ッ角マーケットを「地域のつながりをつくる場になっている」として認識されており、四ッ角マーケットのコンセプトと同様であった。以上より、主要な関係主体において、四ッ角マーケットは地域のお祭りのような地域コミュニティのイベントと位置づけられ、受け入れられているものと考えられる。

四ッ角マーケットが行われて良かったことは、「地域住民がつながる場になっていること」や「運営ボランティアとして若者(高校生や大学生)が参加することで活気があること」を挙げられていた。その他、愛護会としては「マーケット来場者から鳥井原公園が綺麗にしてあるといった管理に関する評価があること」が良い点と認識されていた。なお困ったことは、特にないとされていた。

以上より、主要な関係主体は、若者の参加による地域の活性化や、来場者からの活動への好評価を挙げており、四ッ角マーケットに対してポジティブな印象を持っていた。

表5 主要な関係主体の認識

聞取項目	結果(回答)
四ッ角マーケットへ協力し始めた経緯について	・自治会としては、町内のお祭りがなく、地域のイベントと一緒にやるというお話になったと聞いている。 ・公園愛護会としては、町内のイベントで、町内のためのものなので、協力し始めたと思っている。
四ッ角マーケットの地域にのどかと思うか。	・全国的な話だと思うが、町内会やこども会に加入しない住民も出始めた。また小学校も時代の流れて、新入生の名前等の情報も地域に出さなくなった。このようなことから、地域のつながりが希薄になってきている。これに対して、子どもやお年寄りをはじめとして地域住民のつながりをつくる場として、四ッ角マーケットがあるとされている。
四ッ角マーケットが行われて、よかったこと・困ったことはあるか。	・地域としては、地域住民がつながる場になったので、よかったこと・困ったことはない。 ・自治会としては、地域内外の人が集まってくれることや、運営のボランティアで、若い人(高校生や大学生)が参加してくれることで、活気があり、よいことだと思っている。 ・公園愛護会としては、愛護会は公園をこどもが遊べる、綺麗にする団体だと思っている。四ッ角マーケット来場者から綺麗な公園だと言われ、嬉しかった。 ・困っていることは、特にないと思っている。当初はゴミのポイ捨てもあったが、現在は実行委員会や出店者でとりまとめて処分されている。

6 本研究の成果及び今後の課題

6.1 考察・まとめ

今までの調査結果より本研究の考察及びまとめを行う。街区公園の利活用促進のあり方について、①主な関係主体(自治会・公園愛護会)における四ッ角マーケット開催の

意義、②四ッ角マーケット開催に係る課題への対応、③他地域での公園利活用拡大の可能性の3点について、以下に整理する。

①については、主催団体と主要な関係主体の認識として、四ッ角マーケット開催の意義が「地域のため」であるため、四ッ角マーケットの開催について受け入れられており、継続できていると考えられる。四ッ角マーケット実行委員会は地域のつながりをつくる、まちづくりを目的としたイベントとしている。主要な関係主体である尾ノ上校区2町内自治会は、四ッ角マーケットを地域のお祭りのようなイベントとして認識していた。

②については、連携する主体を広げることの重要性が考えられる。四ッ角マーケットでは連携主体を広げること、課題を解決してきた。例えば、隣接民有地を駐輪場や出店場所として利活用することがあった。その他、運営側のマンパワー不足については、学生を対象に「あいぽーと」でボランティアを募っていた。

また連携する主体を広げる際には、お互いに利益のあるような関係をつくることが重要だと考えられる。第68回（2023年4月15日開催）から公民館連絡協議会が協力に入り、実行委員会の企画に対して金銭面で支援していた。公民館連絡協議会としてもコロナ禍で活動を縮小していたため、この支援が活動実績になっていた。

さらに柔軟な企画立案の重要性が挙げられる。駐車場が整備されていない街区公園で開催されているが、公共交通や自転車、徒歩等で来場してもらうために、徒歩や公共交通での来場を参加条件とした「歩いてきたよ！抽選会」が企画された。このように課題に対してインセンティブを設けることで課題解決を図っていた。

③については、第1に利活用事例を広く周知することが重要と考えられる。実行委員会へのインタビューから把握できたように、他地域でも同様の取組を希望する主体が、この取組を認知し、ノウハウを共有することで、公園等の利活用が他地域へ広がった事例があった。

第2に公園の利活用の可能性がある主体としては、公園に限らず道路や民間の駐車場で既に活動を展開している主体も対象となると考えられる。四ッ角マーケットも元々は民地の駐車場を利活用しており、公園や周辺の民有地の駐車場等と一体的に使っていた実態があるためである。これについて、熊本市は令和5（2023）年度から「くまもと広場ニスト¹⁵」（以下、広場ニストという）を養成してお

り、民間主体による公共空間（まちなか広場）の継続的な利活用を促進することで賑わいの創出を図っている。広場ニストの活躍の場として街区公園もなり得るのではないかと考えられる。

第3に地域担当職員等の積極的な参加による市との連携円滑化が考えられる。今回の研究では、まちづくりセンターの職員が実行委員会に参加し、東消防署と調整したことで消防車の展示がなされた。また実行委員会へのインタビューからもまちづくりセンター職員が、東消防署との調整に入ったことが評価されていた。他地域において利活用を企画する際にも、このような支援が有用ではないかと考えられる。

最後に利活用を開始・継続するにあたっては、2か月に1回開催という頻度や、企画内容にこだわり過ぎないこと、企画のアイデアが持ち込まれた際は自ら実施してもらうことを念頭に置き活動することが示唆された。

6.2 今後の課題

今後の研究課題としては、今回取り扱った地域（尾ノ上校区）の特徴を把握し、同様の特徴がある地域や公園で利活用が広がる可能性について検討していくことが考えられる。

また今後の展望としては、アンケート調査等を通して、当該取組について地域にどのような効果があったのか把握することで、公園の利活用促進に寄与する調査研究に取り組んでいきたい。

謝辞

本研究を進めるにあたり、文献調査やインタビュー調査等について、鳥井原公園 四ッ角マーケット実行委員会の皆さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご協力を賜りました。ここに記して、謝意を表します。

（参考文献・資料）

- (1) 国土交通省（2022）「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会議提言」（令和4年10月31日）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001519828.pdf>（2024年3月31日閲覧）
- (2) 熊本市（2024）「熊本市の都市公園一覧」
https://www.city.kumamoto.jp/hpKi/ji/pub/detail.aspx?cid=5&id=32060&class_set_id=2&class_id=2498（2024年7月1日閲覧）

(3) 熊本市 (2023) 「まちづくり地域優良事例集」

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=48171&class_set_id=2&class_id=78 (2024年2月28日閲覧)

¹ 久富学, 松本圭代, 加藤士一郎 (2019) 「震災時における都市公園の避難所としての機能のあり方に関する研究」、『公園管理研究』第12巻、7-10

² 石井裕子, 尹紋榮, 久富学 (2020) 「震災時における避難生活の場としての都市公園運営モデルに関する研究 -熊本市をケーススタディとして-」、『公園管理研究』第13巻、39-48

³ 熊本市 (2022) 「熊本市都市公園行為許可基準要綱」

⁴ 熊本市 (2022) 「熊本市都市公園イベント利用等の手引き〜行為許可申請書の方法・許可基準〜」

⁵ 熊本市ホームページ「都市公園制度制定150周年記念事業を実施します」<https://kumamoto-morinomiyako.jp/park/46088.html> (2024年8月23日閲覧)

⁶ Shirakawa Banks ホームページ「Shirakawa Banks について」<https://shirakawabanks.site/about/> (2024年2月28日閲覧)

⁷ 江津湖living ホームページ「江津湖living」

<https://ezuko.love/living/> (2024年2月28日)

⁸ 「都市公園」総括表にて令和6(2024)年4月1日時点で供用されている街区公園数を都市公園等(緑地及び墓園を含む)の合計数で除した割合。

https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=32060&sub_id=10&flid=402910 (2024年7月1日閲覧)

⁹ 萩野正和, 細田渉, 志村秀明 (2018) 「まちなか都市公園の利活用促進の方法に関する研究 -千葉県松戸市「21世紀の森と広場ドコモシアター」を事例として-」『日本建築学会大会学術講演梗概集』、987-988

¹⁰ 岩瀬貴也, 小泉秀樹, 後藤智香子 (2016) 「公民連携によるコミュニティガーデンを用いた街区公園の利活用に関する研究 -東京都江東区の事例を対象として-」『都市計画論文集』Vol. 51 No. 3、277-284

¹¹ 国土交通省「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料【事例編】」

(4) 熊本市都市公園条例 <https://krq402.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView> (2024年3月31日閲覧)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001598496.pdf> (2024年3月31日閲覧)

¹² まちづくりセンターとは、地域づくりを支える行政の支援体制を充実させることを目的に平成29(2017)年度から市内17箇所に出張所や公民館等を再編して設置された。

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=15344 (2024年3月31日閲覧)

¹³ 地域担当職員とは、平成29年度から17箇所のまちづくりセンターに配置されている職員である。より行政と地域が近い距離でまちづくりに関する支援や各種相談に対応する職員である。

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=15344 (2024年3月31日閲覧)

¹⁴ 「熊本市市民活動支援センター・あいぽーと」とは、市民による様々な公益活動を推進していくために、活動に関する打合せや、情報収集・発信、交流、相談、作業の場など、活動の場を提供する施設。

¹⁵ 「くまもと広場ニスト」とは、地域の課題を把握し、地域住民をはじめとした多様な主体をリードして、公園・広場・道路などの公共空間に新たな価値を生み出すことができる企画・運営者を指す。令和5(2023)年度から育成・認定を開始した制度。

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=54681 (2024年4月24日閲覧)

永田 裕 (熊本市都市政策研究所 研究員/主任技師)

千葉大学大学院園芸学研究科環境園芸学専攻博士前期課程修了。平成29(2017)年度熊本市役所入庁。緑地の保全及び緑化の推進に係る業務(公共地の管理、保存樹木制度の運用、緑化協議、緑化補助金制度の運用、緑に関する普及啓発事業)に従事し、令和4(2022)年度より現職。

